


第 5 章

まちづくりの進め方



第5章 まちづくりの進め方

5-1. まちづくりの重点施策

(1) 将来像の実現に向けた施策展開の考え方

将来像の実現に向け、本市が健全かつ持続的な発展をしていくためには、宮若に暮らす人々や宮若で働く人々の活発な活動が不可欠です。しかしながら、活動の基盤となる人口は減少しており、将来的にもその傾向が続くことが予想されていることから、今後のまちづくりにおいては、全国的な人口減少社会のなかで、まずは人口の減少に歯止めをかける必要があります。

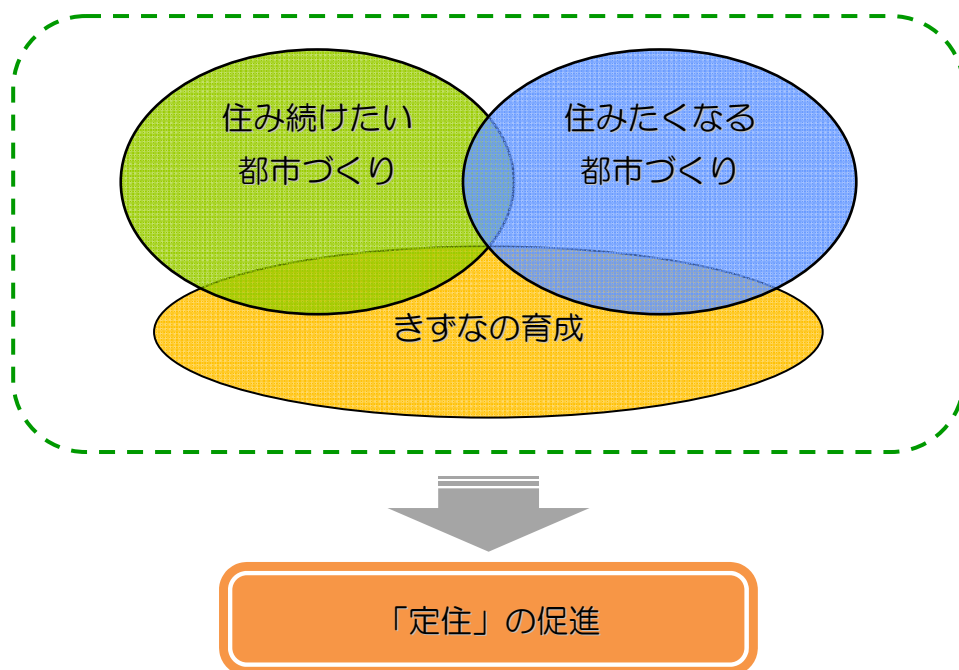
そのためには、住み続けたい都市づくりにより転出を抑制するとともに、住みたくなる都市づくりにより転入を促進し、定住化を進めることが必要です。

道路や公園、上下水道などの生活環境の改善や、安心して暮らせる環境づくりを行うとともに、雇用を創出する産業振興を図ることで、住み続けたい都市づくりが実現されます。

また、宮若の個性や魅力の情報発信や、転入者の受け皿づくりを進めることで、住みたくなる都市づくりが実現されます。

さらに、郷土への愛着が高まることで「定住」がより確かなものになることから、市民相互や市外の人々との交流を支える交通軸を形成し、様々なきずな（交流・連携）を育成していくことも重要です。

市民ボランティア会議においても、生活環境の改善や地域資源の活用に関する意見が多く寄せられていることから、「定住」を促進するための施策を展開しながら、将来像の実現に向けた都市の形成を進めていきます。



(2) 定住促進に向けた施策

定住促進に向けて、「住み続けたい都市づくり」、「住みたくなる都市づくり」、「きずなを育む交通軸づくり」の観点から以下のような施策を展開していきます。

そのなかでも、周辺市と比べて遅れをとっている生活基盤施設の改善と転入者のための宅地確保（受け皿づくり）は、特に重要であることから、それらに係る施策を重点的に取り組んでいきます。

生活基盤施設に関しては、まずは下水道について効果の早期実現に向けた効率的・効果的な整備を推進するため、公共下水道事業計画区域の見直しを行うとともに、地域の実情に応じて公共下水道から合併処理浄化槽への転換を図っていきます。転入者の受け皿づくりに関しては、住宅地として供給可能な市有地を調査・分類しながら、民間活力を生かした住宅団地の開発などによる宅地の供給を推進します。

① 住み続けたい都市づくり

生活環境の改善や安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、雇用の創出に寄与する産業振興を促す施策を展開し、転出人口の抑制を図ります。

●生活環境の改善に向けた取り組み

- ・ 市街地の無秩序な拡散を抑制し、計画的に都市整備を推進するため、指定権者である福岡県と協議の上、若宮地区への宮田都市計画区域の拡大を目指していきます。
- ・ 密集市街地では、建築基準法による建詰まりの解消を誘導しながら、道路や下水道、公園などの生活基盤施設の整備を推進し、住環境の改善を図ります。
- ・ 交通量の多い生活道路や狭隘道路では、歩行者・自転車が安全・安心に通行できるよう、自転車歩行者道の設置や側溝蓋の敷設、バリアフリー化などを進めていきます。
- ・ 子育てや地域コミュニティの形成に必要な身近な公園について、適切な維持管理により利用を促進するとともに、公民館などの既存施設を活用した公園整備について検討を進めます。
- ・ 安全で安定した飲料水を提供するため、施設の適切な維持管理を行うとともに、水源・水質を保全し、本市の貴重な資源であるおいしい水を保持していきます。
- ・ 社会・経済情勢を踏まえて公共下水道事業計画区域の見直しを行いつつ、未供用区域の早期整備を図るとともに、下水道計画区域外においては、効率的・効果的な整備を促進します。
- ・ 高度情報化社会のなかで、快適な企業活動や市民生活を送ることができるよう、事業者と協議を行いながら、情報通信環境の拡充に努めます。
- ・ 資源物拠点回収事業を継続し、ごみの削減に努めるとともに、環境クリーン作戦などを通じて都市の美化を図っていきます。

●安心して暮らせる環境づくりのための取り組み

- ・ 密集市街地では、災害時に大きな被害が発生することが予想されることから、道路整備などにより緊急車両の進入経路や避難経路を確保するとともに、建築物の耐震化を促進し、防災・減災対策を進めていきます。
- ・ 河川の治水や土砂災害対策などについては、地域防災計画に基づき、関係機関とも協議を行いながら、災害に強いまちづくりを目指した整備を進めていきます。
- ・ 超高齢社会のなかで、移動手段を持たない人々の移動利便性を確保するため、公共交通の維持に努めるとともに、赤間駅や小竹駅など近隣の鉄道駅へのバス路線の運行など、地域の状況や需要に応じた地域交通のあり方について検討していきます。

●雇用を創出するための取り組み

- ・ 磯光工業団地については、福岡県など関連機関と連携を密にしながら、広報やホームページなどにより、雇用の創出に寄与する製造業などの企業誘致を図ります。
- ・ 平成21年11月に策定した「観光推進基本計画」を基に、ドリームホープ若宮や脇田温泉、民話にちなんだ追い出し猫、霊験寺や竹原古墳などの観光資源を活用し、魅力ある観光地づくりを進めます。
- ・ 交流拠点であるドリームホープ若宮周辺では、農業観光振興センター（道の駅（仮称））の整備や駐車場の整備などを進め、観光客を受け入れる環境づくりを推進します。

② 住みたくなる都市づくり

住み続けたい都市づくりにおける住環境の全般的な向上に加えて、宮若の個性や魅力の情報発信及び転入者の受け皿づくりを進め、立地企業の従業者をはじめとする市外からの転入を促進します。

●宮若の個性や魅力の情報発信に向けた取り組み

- ・ 市内の物件情報を公開する「空き家情報バンク」や、定住者へ奨励金を交付する「定住奨励金制度」の継続を含めた定住を促進する制度の検討を進めるとともに、広報やホームページなどを通じて市外の人々へ広く周知を図ります。
- ・ 豊かな自然やおいしい水、またそれらに育まれた農産物など、本市の持つ個性や魅力をホームページや祭り、各種イベントなどの多様な機会を通じて積極的に情報発信します。
- ・ 豊かな自然や本市の基幹産業の一つである農業は、営農や豊かな自然環境のなかで新たな暮らしを始めたいと考える人の UJI ターン先として大きな魅力をもっていることから、積極的にその魅力を情報発信し、潜在的な需要を掘り起こしていきます。
- ・ 歴史や文化、温泉、自然など、本市が保有している数多くの魅力を市外へと広く情報発信し、市外の人々が訪れてみたいと思うような本市のイメージづくりを進めていきます。

●転入者の受け皿づくりに向けた取り組み

- ・ 新たな宅地需要については、住宅地として供給可能な市有地について調査と分類を行い、広報やホームページなどを通じて情報を提供し、民間活力を生かした住宅団地の開発などによる宅地の供給を推進します。
- ・ 転入希望者への相談や転入後の支援を行うため、市役所内に地域情報を一元的に管理・情報提供する相談窓口を設置することを検討していきます。

③ きずなを育む交通軸づくり

地域の人々、市民相互、市外の人々との交流を支える交通軸を形成し、様々なきずな（交流・連携）の育成を促進します。

●交流を支える交通軸の形成に向けた取り組み

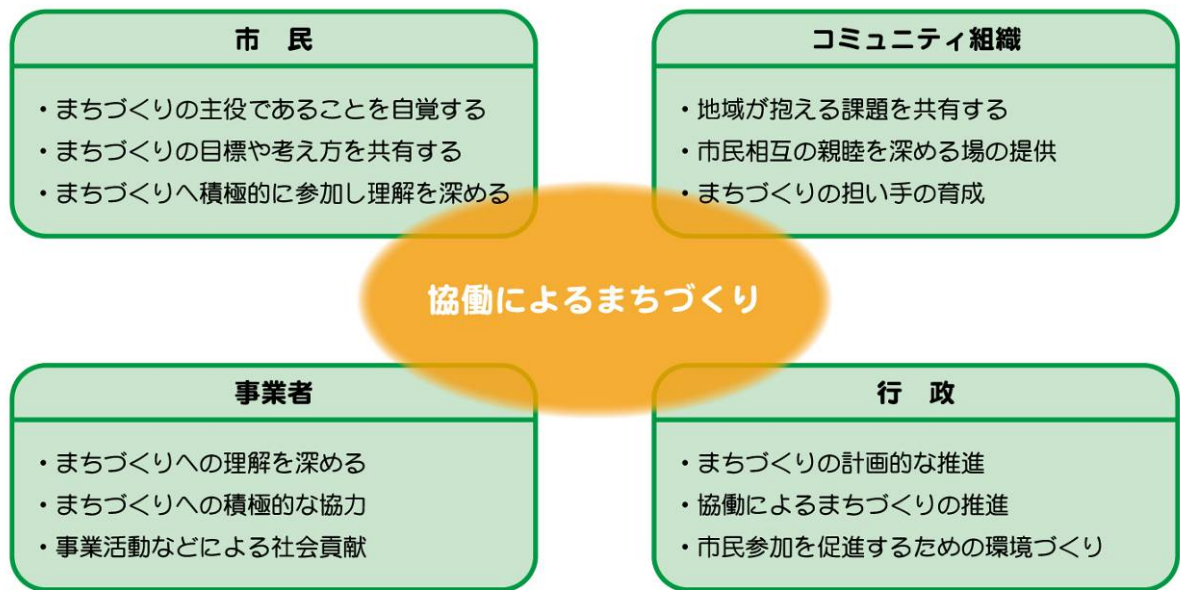
- ・ 本市の中心拠点や地区拠点、工業拠点、交流拠点と周辺市町を連絡する幹線道路の整備を推進し、広域的な交通軸の形成を進め、市外の人々との交流や物流を促進します。
- ・ 中心拠点と地区拠点を連絡する道路や、拠点と地域を連絡する道路の整備を推進するとともに、市内を運行する公共交通の維持に努め、地域間の交流軸を形成し、市民相互の交流を促進します。
- ・ 交流拠点であり市の玄関口となる九州自動車道若宮インターチェンジと中心拠点や地区拠点、市内の主要な観光資源などを結ぶ公共交通の利便性を向上させ、車以外の交通手段で訪れる人々にとっても移動しやすい環境づくりを進めます。
- ・ 若宮インターチェンジでは、高速バス停留所への観光情報の掲示や観光地へ誘導する案内サインの設置などにより、観光客が快適に移動できる交流拠点の形成を進めています。

5-2. まちづくりの体制と役割分担

(1) 協働のまちづくりにおける各主体の役割

都市計画マスタープランで目指す都市は、市民、自治会などのコミュニティ組織、事業者、行政が一体となって取り組み、協働で進めていくことによって、はじめて実現できます。

そのためには、それぞれがまちづくりの主体であることを認識し、自らの役割を踏まえながら、まちづくりの目標や進め方の共有を図るとともに、積極的に参加していくことが重要です。



●市民の役割

- ・市民一人ひとりの人権を尊重し、お互いを認め合いながら、自らがまちづくりの主役であることを自覚します。
- ・まちづくりへの関心を高め、積極的に情報収集を行うなど、まちづくりの目標や考え方を共有します。
- ・市民活動やボランティア活動など、社会活動へ積極的に参加することにより、まちづくりへの理解を深めます。

●自治会などのコミュニティ組織の役割

- ・地域に根付いた組織として、福祉や防災、防犯など地域が抱える課題を共有し、安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・市民相互の親睦を深めるための場やきっかけを提供するとともに、地域活動への積極的な参加を促し、地域の活性化を目指します。
- ・伝統文化を継承していくとともに、世代間交流を進めながら、次世代のまちづくりの担い手を育成します。

●事業者などの役割

- ・ まちづくりの意義や目指すべき目標を十分理解し、市民や行政などが協働で取り組むまちづくりに積極的に協力します。
- ・ 自らもまちづくりの主体であることを認識し、事業活動や社会活動などによる社会貢献活動を推進し、地域にふさわしいまちづくりの実現に努めます。

★企業と連携協力の協定書を締結しています

トヨタ自動車九州と宗像市、本市は、地域全体の活性化を図るため、平成22年4月に連携協力の協定書を締結しました。協定書のもと、以下の項目を中心に連携協力を図っています。

- 青少年育成に関すること
- 高齢者支援、障がい者支援など福祉に関すること
- 環境保全に関すること
- 安全・安心に関すること
- 産業振興に関すること
- 文化・スポーツ振興に関すること
- その他、地域の活性化に関すること

●行政の役割

- ・ まちづくりの目標や方針を明確に掲げながら、道路や公園、下水道など公共施設の整備やあり方について市民参加のもとで検討するとともに、それらの整備を計画的に推進していきます。
- ・ 協働での取り組みを実現するため、体制づくりや横断的な連携が可能な庁内の組織づくり、行政職員の意識の向上、リーダーとなる人材育成などを行います。
- ・ 市民の社会参加を促すため、助成制度などによる財政支援、活動拠点の提供、情報の共有化などを行い、活動しやすい環境づくりを推進します。

(2) 協働のまちづくりに向けた施策展開

地域特性を生かしながら次のような施策を展開し、協働のまちづくりを進めていきます。

●まちづくりへの関心を高めるために

まちづくりへの関心を高めるため、まずは身近な地区や地域への関心を高める施策を展開し、市民参加者の裾野を広げていきます。

【例示】

- まちの歴史や景観、植物、祭りなど市民が興味のある特定の計画分野への参加を通じた啓発。
- 地区計画や建築協定などの都市計画制度の周知と活用方法の提示。
- 各地域の「地域別構想」の配布・掲示、及び多様な機会を通じたまちづくりに関する情報の提供。
- 清掃ボランティア活動などへの積極的な参加の呼びかけ。

●市民参加を促進するために

まちづくりの主役である市民の積極的な参加を促進するため、多様な参加形態の提供や参加しやすい環境づくりを行います。

【例示】

- まちづくりの機運が高まった地区における「(仮称)まちづくり協議会」などの市民組織の設立支援。
- 勉強会や現地視察など多様な参加機会の提供や、表彰制度などの活用によるまちづくりに参加したくなるようなきっかけづくり。

(3) 行政の体制づくり

都市計画マスタープランに基づいた施策の実施や協働による取り組みを促進するため、庁内の体制を確立するとともに、財源の合理的・効果的な運用や新たな財源確保、公共用地の活用などを図ります。

【例示】

- 都市計画マスタープランの管理や各課の横断的な連携を促す推進体制の構築。
- まちづくりに関する専門家やアドバイザーなどの人材の活用推進。
- 国や県などが設立する補助金制度の積極的な活用。
- 宅地開発や公共交通など、特定の分野における民間活力の活用促進。
- 転入者の受け皿確保のため市有地の活用を検討。

5-3. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは約20年後の将来を想定していますが、市民生活や社会・経済情勢は刻々と変わっていくため、都市整備を行う際は、それらの変化に対応した内容とすることが必要です。

そのため、事業の進捗状況を踏まえながら、都市計画マスタープランにおける内容と社会情勢などの整合性を定期的に検証し、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。